

た場合、納骨堂収蔵予定者・管理委託者は直ちに遺骨を引き取るものとし、管理者は納入された志納金を返還しないものとする。但し、管理者は、納骨堂収蔵予定者・管理委託者に連絡がとれないなど、納骨堂収蔵予定者・管理委託者が遺骨を引き取ることができない特段の事情がある場合には、管理者の判断により遺骨を五重塔合同墓等にて合祀することができる。

(規定に定めない事項)

第9条 前各条に定めない事項が生じた場合については、法令の定めるところによるほか、その都度納骨堂の管理者が定める。

(納骨堂の規定施行細則)

第10条 納骨堂管理委託手続きその他必要な事項は、本福寺納骨堂施行細則に定める。

(反社会的勢力の排除)

第11条 納骨堂収蔵予定者・管理委託者は、現在及び将来において、次の各号について表明し保証するものとする。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと
- ② 反社会的勢力でなくなった日から5年を経過した者ではないこと
- ③ 反社会的勢力を利用していないこと
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていないこと
- ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

2 管理者は、前項各号のいずれかに反する場合、納骨堂収蔵予定者・管理委託者に催告することなく、契約を解除することができる。この場合、管理者は、納骨堂収蔵予定者・管理委託者に損害が生じても何らこれを賠償又は填補することは要せず、また、かかる解除により管理者に損害が生じたときは、納骨堂収蔵予定者・管理委託者はその損害（管理者が支出した弁護士費用等の諸経費も含む。）を賠償するものとする。

(納骨堂の規程変更)

第12条 本福寺納骨堂規程の内容は、管理者が必要と判断する場合、本規程を変更することができる。その場合、管理者は、変更後の本規程の内容および効力発生日を、管理者のWEBサイトに表示する方法により通知することで納骨堂収蔵予定者・管理委託者に周知することとする。変更後の本規程は効力発生日から効力を生じるものとする。

附則

この規定は2023（令和5）年8月1日から施行する。

この規約の変更は2024（令和6）年4月1日から施行する。

以上

総本山本福寺納骨堂 施行細則